

一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

令和8年2月

館山市

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

館山市（以下「本市」という。）では、平成24年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定（令和4年3月一部変更）し、住民・事業者・行政の3者が一体となり、資源循環社会形成の推進及び適正な処理体制の整備に向けた様々な取り組みを行ってきた。

本市のごみの排出量は減少傾向にあるものの、過去10年間において事業系ごみ排出量が横ばいとなっていることや再資源化率が伸び悩んでおり、資源循環社会形成のさらなる推進にあたり課題となっている。

国内の循環型社会の実現に向けた様々な法律の整備等、社会情勢の変化を踏まえ、本市では一般廃棄物処理に関して必要な施策を推進するための総合的かつ中・長期的な視点に立って、計画的に一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理施策を推進するための基本的な方針として、新たな「一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、循環型社会の実現を目指す。

2. 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、以下に示す一般廃棄物を対象とする。

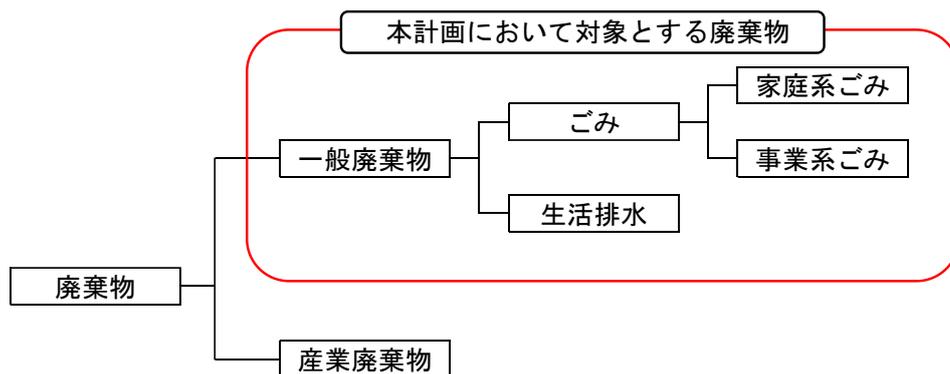


図1 計画の適用範囲

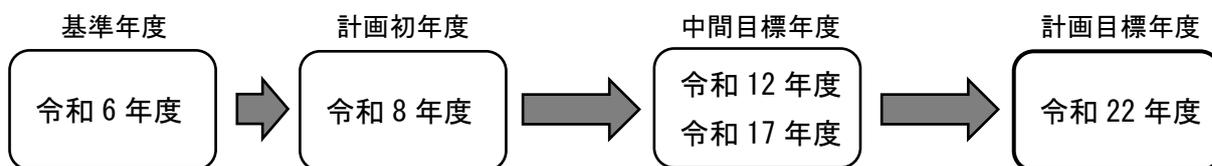
3. 計画期間

本計画は令和8年度を初年度とし、15年後の令和22年度を計画目標年度とする。

なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行うこととする。

また、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律の整備、施設整備事業の進捗状況など、必要に応じて、計画期間内であっても計画の見直しを行うものとする。

本計画では中間目標年度及び目標年度における減量化、再資源化等の計画目標数値は、令和6年度を基準とした値を用いる。



第2章 人口動態

1. 直近の人口及び世帯数

本市の人口は減少傾向にあり、平成27年度と比べて令和6年度の人口は約10%減となった。世帯数は増加傾向にあり、平成27年度と比べて令和6年度の世帯数は約2%増となった。よって、1世帯あたりの人口は減少しつつある。

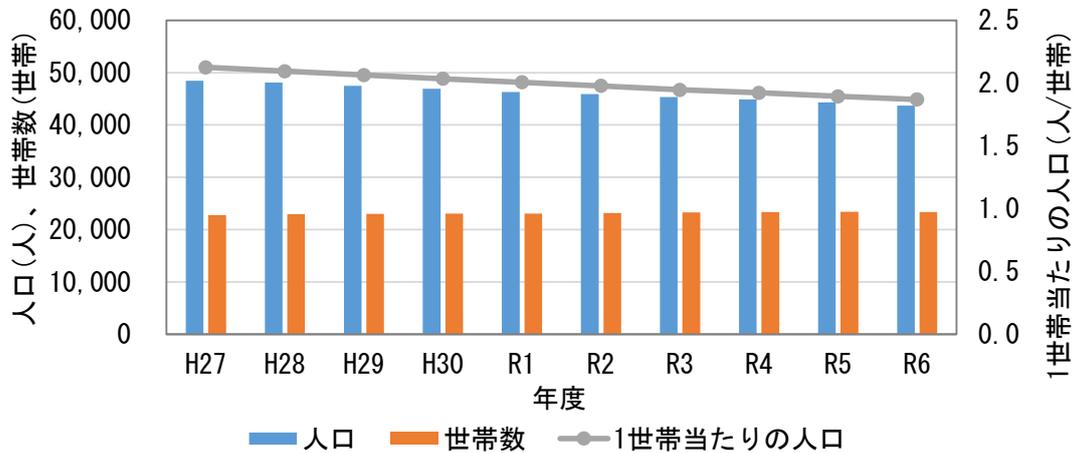


図2 人口及び世帯数の推移

2. 将来人口の予測

本市における5年ごとの将来人口推計から、多項式近似により、本計画期間内の各年における推計人口の補完を行った。計画期間内の推計人口は、以下に示す通りである。

なお、令和7年、令和12年、令和17年、令和22年の推計値においては、本市推計値を採用している。

表1 計画期間内の推計人口（令和7～22年）

年	推計人口(人)
R7	42,603
R8	42,218
R9	41,763
R10	41,316
R11	40,875
R12	40,457
R13	40,012
R14	39,589
R15	39,170
R16	38,756
R17	38,402
R18	37,939
R19	37,535
R20	37,134
R21	36,734
R22	36,348

第3章 ごみ処理の現況及び課題

1. ごみ排出量の実績

(1) 排出形態別のごみ排出量の推移

本市のごみの排出形態は、家庭から排出される“生活系ごみ”及び事業者から排出される“事業系ごみ”に分けられ、生活系ごみは再資源化可能な“資源ごみ”及びそれ以外の“家庭系ごみ”に分けられる。

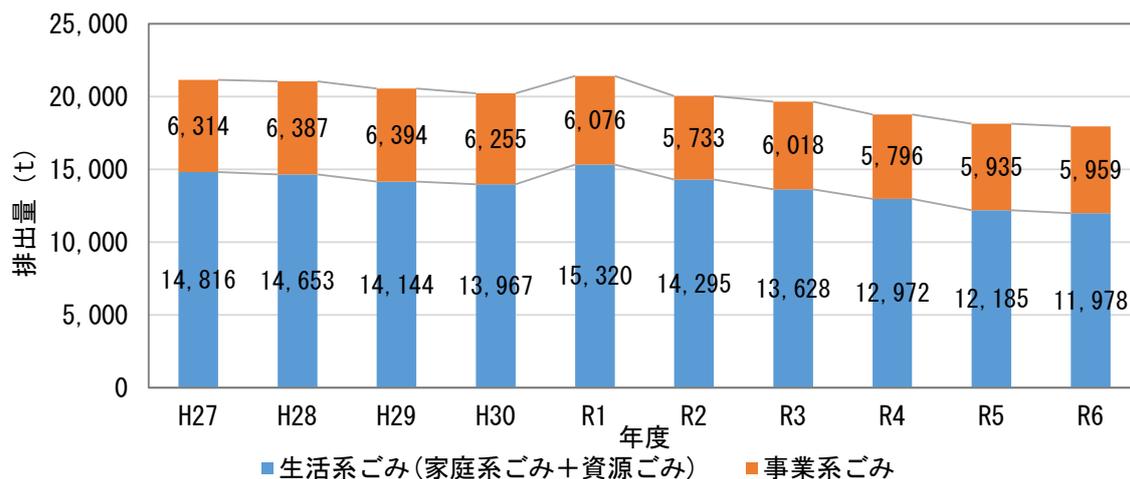


図3 生活系ごみ（家庭系ごみ+資源ごみ）及び事業系ごみの排出量の推移

(2) ごみ排出量原単位（1人1日当たり排出量）

本市のごみ総排出量原単位（1人1日当たり総排出量）は、平成27年度に比べて令和6年度は5.5%減少した。しかし、千葉県及び国の平均原単位に比べて多い状況である。

また、生活系ごみの排出量原単位は、平成27年度に比べて令和6年度は10.0%ほど減少したが、事業系ごみの排出量原単位は、5.0%増となっている。

表2 ごみ排出量原単位の推移

(単位:g/人・日)

項目		年度									
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生活系ごみ	家庭系ごみ	702	708	693	694	689	641	624	603	574	573
	資源ごみ	133	127	124	121	216	212	199	189	177	178
事業系ごみ		356	364	369	365	359	342	363	354	366	374
総排出量		1,191	1,199	1,185	1,180	1,263	1,196	1,186	1,146	1,117	1,125
参考	千葉県原単位	925	913	903	897	905	894	880	867	839	—
	全国原単位	939	925	920	919	918	901	890	880	851	—

2. 抽出された課題

本市のごみ処理の現況から抽出された課題を以下に示す。

表 3 抽出された課題

項目	課題
ごみの発生抑制 と排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系ごみの排出量原単位の重点的な減量化 ・ 住民及び事業者に対するごみの発生・排出抑制のための種々の施策の実施 ・ 観光客により排出される観光ごみに係る適切な普及啓発及び指導
住民・事業者・ 行政との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民、事業者及び行政の協働による発生・排出抑制、再資源化の取り組みの実施 ・ 住民や事業者の自主的な減量、分別の徹底などの取り組みへの支援
再資源化率の 向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙類や布類を含めた資源化可能な排出物の分別徹底 ・ 現在燃せるごみとして排出されているプラスチック製品の分別収集・再商品化を検討し、プラスチック資源回収量の拡大を目指す
収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域による人口の増減の変化に応じた収集区域、収集方法及び収集頻度の見直し ・ 住民へのサービスと収集運搬の効率への配慮
中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ・廃食用油・剪定枝等のバイオマス系廃棄物及び製品プラスチックの再資源化について、中間処理施設の整備を含めた今後の対応を検討 ・ 設備・機器の老朽化の進行状況を鑑み、焼却施設の適切な整備等を計画的に実施 ・ 安房郡市広域市町村圏事務組合の粗大ごみ処理施設の解体工事について、隣接するマテリアルリサイクル施設の運転に影響が出ないよう対策を実施
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立終了予定について随時把握を行うとともに、さらなるごみ減量化及び再資源化の促進により、最終処分量の減少を目指す
ごみ処理経費の 合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト分析や処理システムの評価を行い、一層の経費削減に努める
地球温暖化防止 への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物を焼却処理する際に発生する二酸化炭素は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであるため、温室効果ガスの排出抑制に努める

第4章 ごみ処理行政の動向

1. 国外の動向

地球規模での環境問題の深刻化を踏まえ、平成27年9月の国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（平成27年9月）が採択された。

その中で示された、「持続可能な開発目標（SDGs）」では、2030年までに達成すべき国際社会全体の目標として、17のゴールと具体的な169のターゲットが設定され、目標の達成に向けて国や地方自治体、企業等において様々な取組が進められている。



【17のゴールの内、廃棄物分野と関りが深い項目】

- 4 質の高い教育をみんなに
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう

2. 国内の主な動向

国においては、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定したほか、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」等、循環型社会の実現に向けた様々な法律の整備が進められている。

また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号）」が令和7年2月に改正され、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進を含む令和5年の見直しに加え、「第五次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえた目標値の改定が行われた。

表4 国内の主な動向

年月	国の動向
令和元年10月	「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
令和4年4月	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行
令和5年6月	「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
令和6年8月	「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
令和7年2月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」改正

第5章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針・数値目標

(1) 基本方針

本計画の基本方針は、第5次館山市総合計画「前期基本計画」(令和8年3月)を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築を目指すものとして、以下に示すとおりとする。

方針1：市民・事業者・行政の協働によりごみの減量化を推進

方針2：ごみの適正処理、さらなる再資源化を推進

方針3：安全で安定したごみ処理体制の維持

(2) 数値目標

持続可能な資源循環型社会の実現に向けて、計画目標年度(令和22年度)及び中間目標年度(令和12年度及び令和17年度)において、以下に示す目標値を設定する。

表5 本計画の目標値

・ごみ排出量原単位(1人1日当たり排出量)

項目			基準年度	中間年度		目標年度
			令和6年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
目標1	総排出量 (R6年度比増減)	g/人・日	1,125	1,059 (-6%)	992 (-12%)	925 (-18%)
目標2	生活系ごみ (R6年度比増減)	g/人・日	751	707 (-6%)	662 (-12%)	618 (-18%)
目標3	資源物を除く家庭系ごみ (R6年度比増減)	g/人・日	573	520 (-9%)	466 (-19%)	413 (-28%)
目標4	事業系ごみ (R6年度比増減)	g/人・日	374	352 (-6%)	330 (-12%)	307 (-18%)

・再資源化率及び最終処分量

項目			基準年度	中間年度		目標年度
			令和6年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
目標5	再資源化率	%	13.3%	17.2%	21.1%	25.0%
目標6	最終処分量 (R6年度比増減)	t	2,725	2,375 (-13%)	2,118 (-22%)	1,865 (-32%)

2. 目標達成に向けた施策

表 6 ごみ処理に係る施策一覧

分類	項目	施策		
ごみの排出の抑制のための方策	発生抑制・再使用の推進	1) 有料化		
		2) 家庭における排出抑制と再使用の推進	①	マイバッグ運動と過剰包装の辞退
			②	プラスチックごみの削減
			③	フリーマーケット・バザー等の活用
			④	修理・修繕の推進
			⑤	生ごみの減量化と堆肥化
			⑥	集団回収への参加
		3) 事業者における排出抑制と再使用等の推進	①	排出者や拡大生産者責任に基づく4Rと適切な処理
			②	排出抑制、再資源化に配慮した製品の使用
			③	従業員意識の高揚
			④	生ごみの減量化
		4) 行政における排出抑制と再使用等の推進	①	住民への情報提供
	②		事業者への情報提供	
	③		公共施設での施策	
④	コンポスト・生ごみ処理機			
5) 環境教育の推進	①	ごみ処理施設見学会の実施		
	②	環境学習の提供		
処理体制	1) 家庭ごみの処理体制の現状と今後	①	分別区分	
		②	資源物品目を含む分別徹底	
	2) 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後			
	3) 埋立ごみの再資源化			
	4) 効率的な再資源化処理技術の導入検討			
	5) 今後の社会を見据えた処理体制の整備			
6) 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後				
の分別し別ごみ収集区分のすも	家庭系一般廃棄物	・当面は、現在の分別区分等とし、令和13年度までに製品プラスチックの分別品目を追加 ・衣類、剪定枝、廃食用油等の再資源化についても検討を実施		
	事業系一般廃棄物	・多量排出事業者に対する指導、減量化を推進 ・清掃センターにて定期的な搬入物検査を実施 ・事業系一般廃棄物の運搬・処理を行っている事業者に対し、処理方法などを適正に指導監督		
	産業廃棄物(一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物)	・一般廃棄物処理施設で併せて処理することができる産業廃棄物については、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で実施		
にびごみすれを適基実本施な的す処事理項者及	収集・運搬計画	1) ごみ搬出場所の運営・管理	・分別区分や当日決められた時間に出すなど、分け方、出し方を守るよう徹底	
		2) 収集運搬車両の適正化	・収集運搬車両の更新の際は、ハイブリッド車両、天然ガス車両等の導入を検討	
		3) 適正処理困難物等	・市が収集・処理を行わない品目及び「在宅医療廃棄物」に関しては、原則、販売店、購入店、専門業者等での引取りを指導	
	中間処理計画	・計画目標年度(令和22年度)における中間処理体制及び処理方法は、現行を基本とする		
最終処分計画	・令和8年度以降、ガラスくず及び陶磁器類については、民間処理施設を活用するなどして、可能な限り再資源化を実施			
ごみの関処す理事設項の整備に	中間処理施設	館山市清掃センター		
		①焼却施設	・設備・機器の老朽化の進行状況に応じ、適切な維持管理を実施 ・周辺地域との集約化・広域化の可能性を、周辺地域の状況も把握しつつ検討する	
		②マテリアルリサイクル施設	・安房郡市広域市町村圏事務組合の粗大ごみ処理施設の解体工事について、隣接するマテリアルリサイクル施設の運転に影響が出ないよう対策を実施	
	最終処分場	館山市有害鳥獣焼却処理施設		
1) 館山市最終処分場		・埋立終了年度の再把握を行うとともに、ごみ減量化・再資源化の促進により、最終処分量の低減を目指し、現施設を延命化する		
その他ごみの処理に関し必要な	食品ロス対策	1) 家庭における取り組み		
		2) 事業者における取り組み		
		3) 行政における取り組み	・本市における食品ロス発生量の把握 ・食品ロス削減の取り組みの情報提供 ・館山市食品ロス削減推進計画の策定	
	バイオマス等の再資源化の推進	・現在再資源化されていない廃棄物系バイオマス(生ごみ、廃食用油、剪定枝)及び繊維製品について今後の再資源化を検討		
	観光ごみ対策	・観光ごみに対するさらなる減量化、再資源化、マナーの向上のため、関係団体にも協力を仰ぎ、ポイ捨て防止運動や持ち帰り運動などをより一層推進する		
災害時における廃棄物処理体制の構築	令和3年3月に策定した「館山市災害廃棄物処理計画」に従い、一般廃棄物処理施設の強靱化、災害廃棄物に係る仮置き場の確保や、人材の育成・確保を行うとともに、近年発生した大規模災害について把握し、分別及び処理方法、各所関係者との連携・協力体制の整備等に必要な事項について適宜見直しを行い、実効性の確保に努める			

第6章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現況

現在本市では、公共下水道、汚泥再生処理施設（し尿処理施設）、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽により生活排水の処理を行っている。

公共下水道では、し尿及び生活雑排水が公共下水道終末処理場（以下「鏡ヶ浦クリーンセンター」という。）において処理され、戸別に設置されている合併処理浄化槽ではし尿及び生活雑排水を、単独処理浄化槽ではし尿のみを処理し、公共用水域に放流している。

各浄化槽から発生する浄化槽汚泥はバキューム車により収集し、汲み取りし尿と併せて館山市衛生センター（汚泥再生処理施設）で処理されている。

2. 処理の目標

合併処理浄化槽の普及及び公共下水道区域内の処理人口増加により、汚水処理人口普及率の向上を目指すものとする。具体的な目標については、本市の下水道事業及びし尿等の処理に係る個別の計画において目標等が定められているため、以下に抜粋し示す。

表 7 各種目標値

項目	目標			参考
	現況 (令和5年度)	中期目標 (令和11年度末)	長期目標 (令和31年度末)	
①汚水処理人口拡大目標	52.5%	62.5%	100.0%	公共下水道事業全体計画※1
②浄化槽設置目標	令和6年度～令和12年度（7年累計）			浄化槽設置整備事業※2
	105基（574人分）			
③公共下水道区域及び人口拡大目標	現況 (令和5年度)	中期目標 (令和11年度末)	長期目標 (令和31年度末)	公共下水道事業全体計画※1
	整備計画区域	—	450ha	
	下水道処理人口普及率	12.4%	13%	

※1 「館山市公共下水道事業全体計画 全体計画書」（令和6年3月）

※2 浄化槽設置整備事業（事業期間：令和6年度～令和12年度）

3. 目標達成に向けた施策

表 8 生活排水処理に係る施策一覧

分類	施策	
施設整備計画	館山市衛生センター	・処理に支障がでないよう適切に整備等を行うほか、更新対象機器を区分して維持補修計画を策定し、現施設でのし尿処理をできる限り継続
	鏡ヶ浦クリーンセンター	・既存施設の延命化に加え、鏡ヶ浦クリーンセンターと連携した下水道投入施設の新設を検討 ・令和5年度に整備目標を令和31年度とする全体計画の見直しを行った。この間に、終末処理場及び管路施設の耐震化工事を含む修繕等を実施し、災害時に必要な下水道処理機能の確保を進める
し尿・汚泥の処理計画	収集・運搬計画	・現在の収集・運搬体制を維持し、し尿等の適正な収集・運搬を行う
	中間処理計画	・当面の間は館山市衛生センターにおいて、現行の処理体制を維持し、なお、新施設に更新する場合も同様に、し尿等の適正な処理を行う
	再資源化等計画	・館山市衛生センターから発生するし尿及び脱水汚泥は、引き続き同様の処理を行うものとし、し尿は脱水後清掃センターにおいて焼却、脱水汚泥は肥料として搬出し、農地還元を実施 ・施設を更新する場合は、更新施設においても汚泥等の資源有効利用について検討
その他計画達成のための施策	・単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合の設置補助制度に関する情報についてホームページ等で情報発信を行い、制度の周知に努める。	